

裾野市議会
議会改革特別委員会

活動報告書

平成 28 年 9 月～平成 29 年 8 月

活動の経過概要

	開催日	検討事項	決定事項
事前協議	平成 29 年 1 月 13 日	① 政務活動費の情報公開 #1	① 公開方法) 市議会 Web サイト、事務局閲覧を併用 ② 公開年度) 平成 28 年度から ③ 留意事項) 事務局の対応工数を勘案し柔軟に対応する (ア) 領収書の印章偽造防止措置 (イ) 証拠書類が重ならない貼付方法 (ウ) 書式の統一
第 36 回	1 月 23 日	① IT 利活用促進に向けた 提言書#1 ② 平成 29 年 9 月までの活 動計画	① 提言書) (ア) 内容の議論・確認 (イ) 提出者、提出方法の確認 ② 活動計画) (ア) 課題を効率よく整理するために、分科会方式も活用 (イ) 分科会の枠組みは、常任委員会などの既存の枠組を 活用 (ウ) 課題は政務活動費情報公開、広報広聴強化、議事録 情報公開など
第 37 回	2 月 1 日	IT 利活用促進に向けた提言 書#2	内容の議論・確認
第 38 回	2 月 15 日	① IT 利活用促進に向けた 提言書#3 ② 分科会での検討方法#1 ③ 政務活動費の情報公開 #2 ④ 広聴の充実	① 提言書) (ア) 内容の議論・確認 (イ) 提出者、提出方法、提出日の確認 ② 分科会) 検討方法、承認方法の確認 ③ 政務活動費) 情報公開手法、内容の承認 ④ 広聴の充実) 基本条例見直しの中で再議論
第 39 回	3 月 23 日	① 基本条例見直し前の勉 強会の開催#1 ② 政務活動費の情報公開 #3 ③ 議員定数の見直し#12	① 勉強会) 議運で研修費の活用方法を決定 ② 政務活動費) Web 公開の準備が出来たら、内容確認 ③ 議員定数) 日程、方法の検討
第 40 回	4 月 20 日	① 基本条例見直し前の勉 強会の開催#2 ② 議員定数の見直し#13	① 勉強会) 講師候補の募集→正副委員長で検討 ② 議員定数) (ア) 市民の意見を聞く事は委員会として整理済み→各 会派、各議員で必要に応じ対応 (イ) 議長への報告期限は 7 月 31 日

			(ウ) 議論日程は6月定例会初日より再開
第41回	6月9日	議員定数の見直し#14	① 全委員より議員定数に対する考えを書面にて確認#2 ② 議論方法、採決方法の確認
第42回	6月12日	① 議員定数の見直し#14 ② 基本条例見直し前の勉強会の開催#3	① 議員定数) 以下の観点を議論 (ア) 議員数、常任委員会数、議長・監査委員の位置付け、偶数/奇数の考慮、削減の必要性 など ② 勉強会) 講師の決定→江藤俊昭先生(山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授)
第43回	6月16日	議員定数の見直し#15	以下の観点を議論 議員数、常任委員会数、議長・監査委員の位置付け、偶数/奇数の考慮、削減/維持の必要性、区長会からの要望書に対する意見 など
第44回	6月19日	議員定数の見直し#16	以下の観点を議論 議員数、常任委員会数、議長・監査委員の位置付け、偶数/奇数の考慮、削減/維持の必要性 など
第45回	6月21日	議員定数の見直し#17	以下の観点を議論 議員数、常任委員会数、議長・監査委員の位置付け、偶数/奇数の考慮、削減/維持の必要性 など
第46回	6月23日	議員定数の見直し#18	① 全委員より議員定数に対する考えを書面にて確認#3 ② 以下の観点を議論 (ア) 議員数、常任委員会数、議長・監査委員の位置付け、偶数/奇数の考慮、削減/維持の必要性 など ③ 採決日程、方法の確認 (ア) 日程: 6月23日 (イ) 方法: 記名投票で数を投票
第47回	6月26日	① 議員定数の見直し#19 ② 基本条例見直し前の勉強会の開催#4	① 議員定数 (ア) 以下の観点を議論 ① 委員からの最終討論、検討結果の投票方法、採決後の対応、議長への報告時期 など (イ) 適正な議員定数を投票で採決 ① 15人:1人、18人:0人、19人:13人、20人:3人、21人:4人 (ウ) 特別委員会の結論: 次の改選期の議員定数は19人とする。 (エ) 決定内容の情報は9月定例会まで口外しない (オ) 特別委員会の報告資料作成の日程 ② 勉強会) 日時: 8月31日

①政務活動費の情報公開

【課題】

- ・ 全国で政務活動費の不正請求事案が相次いでいる。使徒の透明性を確保と市民の理解に資するため、積極的な情報公開に取り組む事が必要。

【議論の概要】

- ・ はやぶさ) 情報は全て公開する姿勢。また方法もより簡便に閲覧できる手法とする。
- ・ 未来すその) 全国的な関心の高まりの中、積極的に公開すべき。
- ・ 市民クラブ) 現状の事務局閲覧で良い。特に変更する必要はない。
- ・ 歩志の会) 積極的な公開と、気軽に閲覧できる仕組みとすべき。
- ・ 公明党) 基本的に公開に対しては賛成。方法や仕様の議論ができれば良い。
- ・ 日本共産党) 全て公開の立場。
- ・ 無会派 小林) 基本的には公開で良い。方法や仕様の議論が必要。
- ・ 無会派 二見) 現状で良い。運用指針は公開する必要はない。議会事務局の業務量の配慮が必要。
- ・ 無会派 内藤) 説明責任と透明性確保の観点から、基本的には全て公開の立場。
- ・ 視察報告書) 視察先が提供した資料などの公開は視察先の著作物のため、公開は適さない。報告書全体では書面枚数が過剰になり、事務手続きの負担増が懸念される。

【決定事項】

- ① 平成 28 年度分の報告から市議会 Web サイトで閲覧ができる様、公開準備を進める。
- ② これまで通り、事務局での紙面閲覧も併用する。
- ③ 公開内容は、ア) 領収書などの支出証拠書類、イ) 会派に係る政務活動費収支報告書 (様式 8 号・その 1・その 2)、無会派の議員に係る政務活動費収支報告書 (様式 9 号・その 1・その 2)、ウ) 出納簿、エ) 視察報告書 (カガミ部分 A4 の 1 枚) とする。
- ④ 公開データの作成工数の状況を確認し、公開時期・内容は別途調整する。

②IT 利活用促進に向けた提言書

【課題】

- ・ 少子化・高齢化が急激に進行し人口減少が想定される中、取り巻く産業構造や社会経済環境の大きな変化にスピード感を持ち対応するためには、IT 利活用に積極的に取り組む事が必要。

【議論の概要】

- ・ IT 利活用は国策。行政側が主になり、IT 化について始めるべきだということを求めるべき。
- ・ 行政と議会の IT 化と考えれば提言だ。進めば予算の要望となる。
- ・ 当局が IT 化に取り組まなければ何も実現しない。提言はもっと詰めてからの話。
- ・ IT 化は議会だけではなく、行政全体での取り組み。その中に議会があるという認識が必要。

【決定事項】

- ① 提言書を取りまとめ市長に提出する。→ 4月5日に市長に提出済み

③議員定数の見直し

【課題】

- ・ 区長連合会から提出された議員定数の削減を念頭に置いた、見直しの要望の削減は市民の意見として真摯に受け止める。また、これまで議長は「改選後に今後の課題として協議をしていく」「遅くとも次期改選の1年前までに結論を出す」と回答しており、回答で示した期限に向けて検討し結論を示す事が必要。

【見直しの必要性に対する議論】

- ・ 議長から区長連合会に既に回答してある。9月定例会までに結論を出す必要がある。
- ・ 区長連合会からの議員定数見直しの要請は、具体的に何人にしたらよいかは出されていない。議会内で検討していくとした。市民に聞いても人数は出せない。
- ・ 市民を巻き込んだ議論が必要。各地区の代表である議員が、その代表の数を議決により減らしていいのか。減らすと、各地区の意向の反映状況が変わってくる。減らす、維持、増やすを決めることができるのは市民。

【定数に対する議論】

- ・ **15人**
 - 常任委員会は、質疑、意見、委員同士での議論を通して意思決定していく場。よって、人数を減らした方がよく、奇数とで、5人×3常任委員会で15人。
- ・ **18人**
 - これまで調査した近隣市町、県内市町、類似団体の結果からも18人が妥当。
 - 3常任委員会とし、1常任委員会に最低6人必要。6人×3常任委員会で18人。
 - 人口減少、コンパクトシティ化、企業撤退の危惧がある中、市民がどれだけの数の議員を必要としているか、近くの議員にモノ言える体制が望ましい。6つの地区に3人ずつ議員が必要で18人は最低ライン。18人は守らなければならない人数。
 - 選挙のため、地域ごとに必要な数の議員が出せるとは限らないが、投票率が低下している状況がある。市民には自分事として考えるようになって欲しい。議員を自分の地域に持ってこようという動きが投票率上昇につながる。
 - 市民から、議員を選ぶ際、他の地区の議員はわからないので、地区割りで考えた方がわかりやすいという意見がある。
 - 周りの市民から定数が多いと言われた。人口と定数のデータを参考にし、18人が適当と考えた。18人より少なくしてはいけない。

・ **19人**

- 全員で協議するのか、いくつかに分けて協議するのか。少人数の方が深い議論ができると思う。常任委員会と同じ人数に合わせなくて良い。
- 議員定数のデータや、削減に努力したと市民に示す数字が必要。常任委員会構成は、定数が24人だった時は4常任委員会あり、1常任委員会6人だった。6人で支障はなかった。現在の3常任委員会で総務委員会を7人、他2常任委員会を6人とする。

・ **20人**

- 議員18人と議長と監査委員で20人、常任委員会は3とするのがいい。委員数は減らしても6人が限界だ。1常任委員会6人。
- アンケートで減らせが多かったので減らすとした。代弁する人がたくさんいた方が、いろいろな分野からの意見をくみ取れる。市民は、一方で議員を減らせと言いつつ、一方では行政サービスをもっと充実してほしいと言う。両方の声がある。近隣市町が減らしている事実を鑑み、当市も1人減らしたという事実が必要。

・ **21人**

- 区長連合会の要望には理由がない。近隣が削減の方向にあるからということだろうが、何人にすべきという数は示しておらず根拠がない。
- 議会は二代表制の下、市民の福祉向上のために活動するが、市民の幸せや生活を守ることを考えると、市民の声をより多く聞き、当局に伝えていかなければならない。よって、議員定数を減らすべきではない。
- 議員定数を現在の21人にして以降、変更が必要な事象は発生していない。
- 当時、区の中では議員定数削減の話はなかったとのこと。聞いてみると、市民は定数削減には興味がない様子。ただ、テレビや新聞で議員定数削減が取り上げられることによって、近隣が減らしているから減らせ、と言うのだと思う。
- 市民の声をしっかり聞いていくことや少数意見を拾い上げることが大事。
- 議員の資質向上が必要。議員定数を削減する必要ないよと言われるようになるべき。
- 市民に議会の仕事を発信していく。21人で議会改革をしっかり進めていくべきだ。
- 市民の声を届ける議員の数は多い方がいい。
- より多くの議員が住民の声を聞き、行政に届けるのがよい。よって、21人よりもっと多い方がいい。しかし、今までは26人→24人→21人としている中で、21人より増やすというのは市民の理解を得られない。
- 数を減らすと議会力の低下に確実につながる。市民のほとんどは行政とか議会活動に無関心。無関心の人たちの声をどれだけ聞いて行政に届けるかというのが、市民の生活を守ること。その最大の責務が議員にあるのだと思う。よって、減らすのが20人とか19人とか18人とかについて、市民要望が前提であるというのは全く別のことと思う。市民のこれからの生活を守るにはどうしたらいいかに視点を置いた議論でなければならない。それが議員に求められている資質だと思う。よって私は21人とした。本当は増

やしたい。

- 区長連合会からの要望で減らすというが、それはどうなのか考える必要がある。被選挙権を保障する点で、現在の議員定数を減らすことの意味はないと思い、現状の 21 人とした。今問われているのが、議会力がどうなのか、当局に対してどうやっていこうとしているのか、というところ。それには現状の 21 人がよく、減らすことに意味はない

- ・ 25 人

- 振幅を示すものとして出した。江藤俊昭先生も奇数を主張している。全体の数を奇数としておきたいことと、委員会活動の活発化に資する。1 常任委員会 5 人×3 が少なすぎるという議論があったので、1 常任委員会 5 人で 5 常任委員会の 25 人。

【削減すべき / 削減すべきではない の議論】

- ・ 削減すべき

- 平成 26 年 3 月に区長連合会から出された要望書に、区長連合会で過去 5 回にわたり議員定数の見直しについて協議したことや、議会に対し削減の方向で検討するよう求める旨記載されている。
- 区長連合会の要望書が議会に提出された重みを考えると、議員定数の削減は市民にとって重大なこと。削減の方向で考えるべき。
- 議員が減ると市民の負託にこたえることが低下するとの意見があるが、当局は直接市民参加を進めている。当局が直接市民に働きかけるなら定数の削減も可能かもしれない。
- 財政的に削減の声があるので苦渋の決断として、減らした分の財源を事務局の強化に充てると良い。議員報酬が削減できた分を事務局職員の増加や改革に必要な財源に充て、議会力を上げる取り組みが必要。
- 削減せよという声があるということは、その時点で議会の評価はバツ。一方で急激な削減ではなく、監視機能の維持が絶対必要。
- これから先の行政は市民協働がもっと深くなっていく。すると代議制は必要なくなる。議員の持つ機能は監視になり、市民の声は市民協働で聞くようになる。これが減らす理由。

- ・ 削減すべきではない

- 当市は地勢、人口分布などでバランスが良い状態ではない。人口減少が更に進み地域社会の存続すら危惧される近い将来を見据えると、議会の責務はより重くなる。定数削減は、市民や地域の声の代弁者、行政当局の監視者としての議会力を低下させる。
- 近隣市町の議員報酬は、当市：32 万円/月、三島市：41 万円/月、御殿場市：38 万円/月で、経費は少なく市民の代弁者は多いという好ましい状態。
- 何をもって削減としているのか。近隣の状況や、財政削減のことからと思うが、現在の

当市議会の予算は近隣と比べてどうなのか。市民はわかっていない。そういう市民を守っていくのが議会。議員定数を減らすと市民の負託にこたえられなくなる。

- 減らすことによる議会にとってのメリットはない。市民は要望を聞いてくれたという点で信頼性は上がるかもしれないが。
- 減らしたいと考える市民はどれだけいるのか。全体からすればわずか。
- 当市の議員報酬は近隣に比べ低い。議会に係る経費の総額は少なく、それだけ市民の声を聞いて伝える役が多いということ。
- 数を少なくすれば議員の質が高くなるということは全くあり得ないと思う。質の高い人が当選するとは限らない。
- 20人いれば20の意見が出る。10人なら10の意見しか出てこない。議論も変わってくる。多い方がいい。

【投票結果】

- ・ 15人：小田圭介 → (1)
- ・ 18人：無し → (0)
- ・ 19人：中村純也、井出悟、杉山茂規、佐野利安、三富美代子、二ノ宮善明、勝又明、賀茂博美、芹澤邦敏、増田喜代子、内藤法子、杉本和男、二見榮一 → (13)
- ・ 20人：廣瀬主博、杉本平治、小林俊 → (3)
- ・ 21人：岩井良枝、村田悠、岡本和枝、土屋秀明 (4)

【決定事項】

- 平成30年10月に執行予定の市議会議員選挙の定数を、19名とする事で決定した。
- 平成29年9月定例会に、議員提出議案として条例改正案を提出する。

以上